

【 必ずご覧下さい 】

第二東京弁護士会仲裁センター利用者（関係者）のみなさまへ

第 二 東 京 弁 護 士 会

個人情報のお取り扱いについて

当会は、当会が運営する仲裁センターへの和解あっせん手続・仲裁手続において、「当会が取得した当事者等（申立人、相手方、代理人等を含みます）の個人情報および個人情報が記載されている事件記録・資料（以下まとめて「事件記録等」と呼びます）」について、以下の基準により、提供・開示する取扱いをしております。

当会仲裁センターにおける和解あっせん手続・仲裁手続をご利用いただくにあたり、予めご同意下さいますようお願い申し上げます。

- 1 次の表の左欄に掲げる者は、仲裁センターに対し、それぞれ同表の右欄に記載されている範囲内で事件記録の閲覧又は謄写を求めることができます。

仲裁手続及び 和解あっせん 手続の当事者	(1) 仲裁判断書、和解契約書等の手続終結にかかる書面 (2) 自らが提出した主張書面及び証拠 (3) 相手方当事者が提出した主張書面及び証拠のうち、相手方の同意を得たもの（相手方の同意を一部分のみ得た場合はその範囲） (4) 期日調書（「口頭審理事項の概要」部分を除く。）及び仲裁センターが作成した書類のうち、仲裁センターが開示を相当と認めるもの（開示を相当と認めるのが一部分のみである場合はその範囲）
仲裁手続及び 和解あっせん 手続の 利害関係の ある第三者	(1) 仲裁判断書、和解契約書等の手続終結にかかる書面、当事者の主張書面・証拠のうち、全当事者の同意を得たもの（全当事者の同意を一部分のみ得た場合はその範囲） (2) 期日調書（「口頭審理事項の概要」部分を除く。）及び仲裁センターが作成した書類のうち、全当事者の同意を得た上で、仲裁センターが開示を相当と認めるもの（開示を相当と認めるのが一部分のみである場合はその範囲）

- 2 仲裁センターは、前項に掲げる場合の外、裁判所による搜索差押、裁判所による文書提出命令、弁護士法23条の2による照会等がされた場合であって開示すべき法的義務があるときは、事件記録を開示します。

- 3 研究目的等のために、当事者名、係争物の名称・所在等の具体的内容を特定できない形で、かつ当事者のプライバシーおよび営業秘密等を害さない方法により、日本弁護士連合会ADR（裁判外紛争解決機関）センターその他の機関に対して情報提供をしたり、事例集等を作成・公表したりすることがあります。

上記の個人情報の取扱について確認し同意します。

年 月 日

氏名

印